

地方自治法の一部改正等に関する意見

このたび「地方自治法の一部を改正する法律案（概要）」等について、総務大臣と地方六団体の代表による会合が開かれ、その場において、全国町村会としての意見も開陳したところであるが、なお我々の基本的なスタンスや考え方が十分に理解されていないものと思料するので、ここに改めて意見を申し述べることにしたい。

1. 地方自治法の一部改正について

今回の地方自治法の一部改正に関しては、地方行財政検討会議での検討の過程における各委員の意見を採用する一方で、総務大臣の考え方が色濃く反映された内容もあるとのことである。「総務大臣との会合」でも指摘したが、このような重要な制度改正については、様々な観点からの十分な検討・議論を尽くすべきである。大臣は、「地方六団体と全く無縁でやっているわけではないし、何も情報を伝えずにいるわけでもない」というが、我々が昨年12月に意見を提出したのにも拘わらず、その後、総務省とほとんど実質的な議論や意見交換もないままに改正案が示された。もっと丁寧な対応があつて然るべきではないか、苦言を呈さざるを得ない。

とりわけ今回の改正は、自治制度の根幹にかかわる大きな内容を含んでいるだけに何故に地方制度調査会で広く有識者などの意見を聴取し、議論を重ねてとりまとめをする手順を経なかったのか疑問なしとしない。

個別の事柄についても、再度言及しておきたい。

議長がいない場合の議会の招集について、市町村議会の招集を都道府県知事が行うというのは余りにも不自然であり、強い違和感を覚える。そもそも都道府県と市町村との関係についてどの程度の深い認識に立った議論を経たのか窺い知ることができないが、果たしてそこまで知事が関与する法的な制度を用意しなければならない現実的な必要性があるのだろうか。

また、条例の制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定は、住民不信、愚民観に立っており、分権とは矛盾するとの大臣の見解である。確かに現行の規定は、一定の時代背景の下に設けられたものであるが、多くの住民にとって減税はそれ自体歓迎すべきものであるだけに、安易な減税要求の乱発などの懸念を払拭しきれない。最終的には議会の決定権

に委ねられるとはいえ、規定の削除の結果生じるであろう現実的・政治的な影響をどのように見通しているのか。果たして「分権の理念」の観点だけから判断してよい問題だろうか。請求要件の厳格化なども含め、もっと多角的な検討が必要であるように思われる。

さらに、結果に拘束力のある住民投票制度の導入は、「自治体の選択の幅を増やす」ものであるとはいえ、代表制の根幹に関わるものであり、当該団体にとっての最適の選択は常に住民の判断にあるとでもいうのだろうか。制度設計の詳細について不明の点もあり、様々な論点や是非についての議論も予想されることから、拙速を避けるべきである。

いずれにしても、法律改正に臨む基本的な姿勢の問題として、極めてまれな限界的なケースまで想定して制度的な手当をしなければならないものではない。むしろ、地方の自由度を高める観点から現行の自治法の諸規定の見直しを行い、過度の関与、規制、枠付け等を緩和する作業こそ必要なのではないだろうか。

以上の意見は、首長として、物事に対する好悪の感情や利害の判断に基づくものではなく、あくまでも住民自治、団体自治の深化のためにどのように考えるべきかという観点から申し上げていることをご理解願いたい。

2. 国等への寄附禁止規定の廃止について

昨年未だに、全国町村会として提出した意見は、「地域主権の理念からすれば考え方は理解」しつつ、「国等と町村の力関係の現状は、そこまで至っていないこと」、「現行制度は、地方にとって一種の抑止力となっていること」等の認識に立って、「廃止・大幅な見直しは慎重に検討すべき」としているが、これは、国・地方の財政秩序の担保が明確にされない段階での、「廃止による町村への影響を十分見極める必要がある」、あるいは、「例外的に寄附等が認められる対象事業の拡大、総務大臣協議の弾力化等、段階的に進める必要がある」との町村長の率直な懸念を表明したものである。

先般の「総務大臣との会合」においても、これらを敷衍し、『私どもの意見を改正にどのように反映されるのか』、また、『地方の懸念を解消するため、現行制度の持つ機能をどのように担保し、維持するのか』を明確にするよう、強く要請したところである。

これに対し、片山総務大臣は、『寄附原則禁止の解除は、国が寄附をとりやすくするものではなく、自治体の自主性を発揮できるように規制を緩和する

こと』との考え方を述べ、『むやみに寄附を求めてはいけないというのは、この法律が通れば閣議決定したい』との方針を示す一方、『解除すると町村が不安ということであれば従前どおりにするのも選択肢』とも付言した。

言うまでもなく、全国町村会の意見の主旨は、「地方の自主性の拡大」と「現行制度の持つ抑止的機能の担保」を両立させるということである。

従って、「閣議決定」という手法もその一つではあるとは受け止めているが、町村の懸念を払拭するには、「総務大臣への協議規定を廃止する」ことにとどめるのも一つの選択肢ではないかと思料する。

総務大臣 片山 善博 様

平成 23 年 2 月 21 日
全国町村会長 藤原 忠彦